

## 随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	公園・児童遊園維持工事その47（管理施設整備工他）
2 施 工 場 所	東京都中央区日本橋堀留町一丁目1番16号（堀留児童公園）
3 対 象 業 種	造園
4 工 事 概 要	<p>基盤整備工 1.0式、植栽工 1.0式、  給水設備工 1.0式、雨水排水設備工 1.0式、  汚水排水設備工 1.0式、園路広場整備工 1.0式、  サービス施設整備工 1.0式、管理施設整備工 1.0式</p>
5 工 期	令和5年11月30日まで
6 契 約 金 額	18,665,900円（税込）
7 契 約 締 結 日	令和5年11月1日
8 契 約 の 相 手 方 の住所及び商号 又は名称	<p>東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号  イビデン・富士建設共同企業体  代表者 イビデングリーンテック株式会社 東京本社  東京本社長 中山 忠</p>
9 随 意 契 約 締 結 の理由	<p>堀留児童公園改修工事は、イビデン・富士建設共同企業体にて施工を行っているところである。</p> <p>施工中、水路貯水機械室における施工について検討するため、施工箇所 の地盤調査及び地下水位測定を上記業者にて行った。その結果、掘削 法面を安定させるほどの地耐力は得られず、また、地下水位が掘削範囲 内にあり、湧水する可能性があったため、機械室を地上に設置すること とした。これにより、機械室の維持管理を適切に行うため、フェンスで 囲う必要が生じた。</p> <p>同者は、堀留児童公園改修工事の内容全般を熟知し、これまでも地域 住民や近隣施設からの意見を踏まえ、工事に取り組んできた実績があ る。また、同改修工事と同一業者が施工を行った場合、積算基準に基づ き計算した経費に比べ、現場事務所や資材置き場を引き続き使用するこ とから、経費を削減することが可能であるとともに、工期の短縮にもつ ながる。</p> <p>以上から、同改修工事との一貫性や、関係各所との調整等、効率かつ 合理的に業務を進めることができるため、同者と随意契約を締結するも のである。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号